

令和3年4月26日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

緊急事態宣言発出に伴う保育園の対応について

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月23日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国から3度目の緊急事態宣言が発出されました。今回の緊急事態宣言においても、保育園については感染防止策を徹底しつつ、原則開所する方針が示されました。

保育園は、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい施設ですが、より一層の感染予防に取り組み、通常どおり運営いたします。

なお、ご家庭におかれましても感染予防に取り組み、保育園利用時間の短縮にご協力いただくなど、保育園が継続して開園できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。なお、児童にマスクを着用させて登園した場合でも、お昼寝や外遊びの際など、熱中症や窒息等のリスクが高まる場合には、マスクを外して保育いたします。
- ② 児童及び保護者の方は、送迎前に必ず検温をしてください。発熱時（解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む）の登園・送迎は自粛してください。
- ③ 保育園利用時間の短縮や混雑時間帯を避けた送迎に、可能な範囲でご協力ください。
- ④ 児童及びご家族が新型コロナウイルス感染症にり患・濃厚接触者と特定された場合及びPCR検査等を受診した場合は、保育園にご連絡ください。

2 保育園の運営に関するお願い

緊急事態宣言中の保育園の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症への感染予防を徹底するとともに、臨時休園を回避するため、保育園への立ち入り（送迎を除く）等を制限いたします。

以下の事業につきましては、事業の見直し、延期、中止を行う場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・保護者会、保育参観、個人面談、保護者参加のイベント など

3 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

感染への不安を感じ、保護者の判断で登園を控えたことなどにより、月に1日も登園がなかった場合でも、当面の間は退園といたしません。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129